2023年度政府予算と地方財政計画

其田茂樹

はじめに

二〇二三年度政府予算が提出された第二一一回国会の施政方針演説において、岸田文雄首相は「近代日本にとって、大きな時代の転換点は二回ありました。／明治維新と、その七七年後の大戦の終戦です。そして、奇しくもそれから七七年が経った今、我々は再び歴史の分岐点に立っています。」と述べた。

政府では、次年度の財政運営に向けて、継続的な課題について当該年度の補正予算を編成しつつ、次年度の税制改正・政府予算編成を進めていく。その予算編成にともなって地方財政対策が決定し、地方財政対策は、金額がより精緻化されて地方財政計画として公表される。

本稿は、これらを概括し、地方自治体の予算編成への影響等に若干の考察を加えたい。結論を先取りしておくと、引き続き堅調な税収を受けて地方の一般財源などについてはそれなりに「確保」はされているものの、地方への財源保障については極めて抑制的に算定された印象である。

1　2023年度第二次補正予算

次年度予算案の国会提出と同時に当該年度の補正予算提出されるのがほぼ通例となってきたが、二〇二三年度予算の国会提出に際して二〇二二年度第三次補正予算が編成されることはなかった。この第二次補正予算は、二〇二二年一一月八日に閣議決定、同二一日に国会に提出され、一二月二日に可決したものである。

この背景には、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（二〇二二年一〇月二八日閣議決定）がある。これは、Ⅰ・物価高騰・賃上げへの取組、Ⅱ・円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化、Ⅲ・「新しい資本主義」の加速、Ⅳ・防災・減災、国土強靱化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応など、国民の安全・安心の確保、Ⅴ・今後の備え、で構成されており、財政支出三九・〇兆円程度、事業規模七一・六兆円程度の規模で実施するものである。

財政法第二九条の規定によれば、政府の補正予算は、「法律上又は契約上国の義務に属する経費の不足を補う」ほか、予算作成後に生じた事由に基づいて「特に緊要」となった経費の支出等のために予算の追加等を行ったり予算に「追加以外」の変更を加えたりする場合に作成されるものであることからすれば、緊急性の低い費目が補正予算に盛り込まれるのは望ましくない。

総合経済対策のⅤは、「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」の増額（約三・七兆円）、「ウクライナ情勢経済緊急対応予備費」の創設（一兆円）からなるが、これらはいずれもこの補正予算により賄われるものである。新型コロナウイルス感染症対応のごく初期段階のように、国民の行動を抑制しつつ、具体的にどのような対策が必要かわからない、あるいは、ワクチンを例にとるとわかりやすいと思われるが迅速なワクチン接種が必要だとしたときに、それが、いつ入手できるのか、価格がどれくらいになるのか見通せないというような場合に限れば、予備費の増額という措置に致し方ない側面を見出せなくもないが、財政民主主義の観点から閣議決定のみで使途が決められる対象が広がり、規模も大きくなるのは望ましくない。従来、次年度予算案

と当該年度補正予算案を同時に提出する場合、本来予算に盛り込むべき防衛関係費や公共事業費を補正予算として計上し、継続的な課題と位置付けて早期の予算執行につなげるという手法がとられてきた。このような手法を「一五か月予算」と呼ぶこともあるが、今回の経済対策にもこれらの経費が盛り込まれ、実施されているものと思われる。

この補正予算は、経済対策と同様の項目でⅠに約七・八兆円、Ⅱに約三・五兆円、Ⅲに約五・五兆円、Ⅳに約七・五兆円、Ⅴに約四・七兆円の三〇兆円近くが充てられることになる。各項目の内訳を簡単にみておくと、Ⅰは、多くが電気料金対策、都市ガス料金対策といったエネルギー・食料品等の価格高騰により厳しい状況にある生活者・事業者への支援（約六・三兆円）からなる。Ⅱは、インバウンド観光の復活、観光地・観光産業の再生等をはじめとするコロナ禍からの需要回復、地域活性化（約二・四兆円）と先端半導体生産基盤整備基金等をはじめとする円安を活かした経済構造の強靱化（約一・一兆円）である。Ⅲの多くは、科学技術・イノベーション、スタートアップの企業加速、GX、DXといった成長分野における大胆な投資の促進（約四・一兆円）からなる。Ⅳは、従来の「一五か月予算」対応と思われる公共事業費（約一・三兆円）や自衛隊等の変化する安全保障環境への対応（約〇・三兆円）のほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（約〇・八兆円）なども含まれている。Ⅴは先述のとおりいずれも予備費である。

また、この補正予算においては、地方交付税交付金等も約一・六兆円追加され、地方交付税の再算定も実施されている。この再算定にともない、基準財政需要額の臨時費目として「臨時経済対策費」が創設されている。

2　2023年度政府予算

政府の二〇二三年度予算案は、二〇二二年一二月二三日に閣議決定され、翌年一月二三日に国会に提出、現在審議中である。概要資料によると「歴史の転換期を前に、我が国が直面する内外の重要課題に対して道筋をつけ、未来を切り拓くための予算」であるとされている。歳出・歳入の構成は**図表1**のとおりである。

ここでいう「歴史の転換期」というのは、冒頭に紹介した明治維新から七七年後に終戦を迎え、またそこから七七年が経過した「歴史の分岐点」にあるということを指すものと思われるが、この予算案には、確かにある意味での転換がある。というのは、**図表1**からはわかりにくいが、財務省ウェブサイトにある予算のフレームをみると、一般歳出の「社会保障関係費以外」の部分に「うち防衛関係経費」が別に掲載され、さらに、「防衛力強化資金」（仮称）が創設されるなど、防衛費を他の一般歳出と区別し、新たな資金を創設して充実させようという意思を明確に示している。この防衛力強化資金は、税外収入等を防衛力の強化に計画的・安定的に充てるために設けられるもので

図表1　2023年度一般会計予算 歳出・歳入の構成

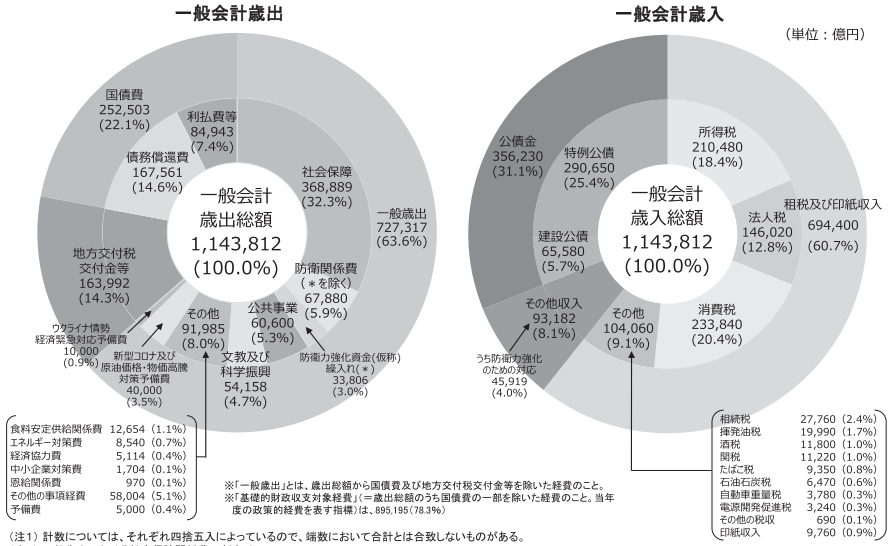

（注1）計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。
（注2）一般歳出における社会保障関係費の割合は50.7%。

（出所）財務省ウェブサイト

ある。

ちなみに、前年度のフレームをみると一般歳出は、「社会保障関係費」、「社会保障関係費以外」、「新型コロナウイルス感染症対策予備費」と区分されている。これは、二〇二一年度予算以降に一般歳出の中に「予備費」を付け加えたものであり、これも財政民主主義の観点からは「歴史的」な転換であると思われる。

主要経費について二〇二二年度当初予算と比較すると、まず目につくのは、一般歳出総額が二二年度は〇・七％の伸びであったものが、八・〇％の伸びとなっていることであり、また、防衛関係費が一・八％の伸びから八九・四％の伸びとなっていることであろう。ここには、防衛力強化資金からの繰入が含まれているが、それを除いても二六・四％の伸びである。

政府は新たな防衛力整備計画を定め、その財源確保について、⑴税外収入（特別会計からの繰入金、コロナ予算により積み上がった積立金や基金等の不用分の国庫返納、国有財産の売却）、⑵決算剰余金の活用、⑶歳出改革を掲げている。二三年度には税外収入を四・六兆円程度確保し、当該年度に必要な額を超える三・四兆円程度を防衛力強化資金に繰り入れ、二四年度以降の財源とする。さらには、批判を受けて並列的に取り上げられることは減ってきたものの、税制措置、すなわち増税も視野に入っているものと思われる。

本来、新たな財政需要が生じた際に、増税を含めた財源の議論は必要なものであるが、これまで日本においては積極的に論じられてこなかった感が強い。報道機関の世論調査等を概観すると、防衛関係費の増額に賛成の立場であっても増税には反対という結果が多いように思われる（たとえば『讀賣新聞』二〇二三年一月一六日）。

社会保障関係費については、二二年度の一・二％の伸びに対して一・七％の伸びを見込む。財務省ウェブサイトによれば、「経済・物価動向等を踏まえつつ、社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分のおさめる方針を達成」したものであるという。ここには、出産一時金の引き上げ（八万円のプラス）や妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴奏型相談支援と妊娠届出・出産届出を行った妊婦・子育て家庭に対する経済的支援（計一〇万円相当）をあわせたパッケージの継続実施、生活保護に関して特例的な加算を行いつつそれでもなお減額となる世帯は現行の基準額を保障することなども含んでいる。

政府資料によれば、予算の質の向上として、前年度に引き続き、デジタル化の推進等による効率化、政策目的に応じたインセンティブ機能の導入、防衛力整備の効率化・合理化等のほか、地方財政の健全化として交付税特会借入金の償還を加速化するとともに、臨時財政対策債の発行を過去最少の約一兆円に縮減することが挙げられている。

ところで、岸田首相は、冒頭に引用した施政方針演説において、「我が国の経済社会の『持続性』と『包摂性』を考える上で、最重要政策と位置付けているのが、『こども・子育て政策』であると位置づけ、急激な少子化により「我が国は、社会機能を維持できるかどうかの瀬戸際と呼ぶべき状況」であることから、「こども・子育て政策への対応は、待ったなしの先送りの許されない課題」であるとしている。

このための施策には、社会保障関係費もあればそれ以外（たとえば文教及び科学振興費）もあると思われるが、「待ったなし」という割には審議中の予算において防衛関係費のような大きな伸びも、フレーム上の意思表示も見受けられない。実は、同じ演説の中でその答えにも言及しており、それは、「こども政策担当大臣に指示した、三つの基本的方向性に沿って、こども・子育て政策の強化に向けた具体策の検討を進めて」いくからであると思われる。

さらに具体的には、「四月に発足するこども家庭庁の下で、今の社会において、必要とされるこども・子育て政策を体系的に取りまとめつつ、六月の骨太方針までに、将来的なこども・子育て予算倍増に向けた大枠を提示」するのだという。とはいえ、基本的方向性（児童手当を中心に経済的支援の強化、幼児教育等の量・質両面の強化及び子育て世帯に対するサービスの拡充、働き方改革の推進とそれを支える制度の充実）を裏付ける財源について具体的に示す必要があったように思われる。

かつての民主党政権時代に所得制限のない子ど

も手当が創設され、それに対して当時野党であった自民党から所得制限を導入すべきとの主張があったことなどから、立憲民主党では、「失われた一〇年政策検証プロジェクトチーム」を立ち上げるなどさまざまな動きが出ているが、当時の批判も財源に関するものではなかったか。審議中の予算における防衛関係費のような具体的な財源の措置が不十分であっても示されていれば、民主党政権があれほど短期間で終了しなかった可能性が高いのではないかとさえ思われる。また、子育て支援に関して現時点で起こっている自民党を中心とする与党に対する批判はかなり小さくなっていたものと思われる。より実現可能性の高い政策パッケージを示すことが与野党双方に求められる。

3　2023年度地方財政計画

地方財政計画の位置づけやと地方財政対策との関係などについて簡単に触れておこう。この点については、阪正寛「北海道財政を取り巻く中央集権的仕組み」（本誌二〇二二年一二月号）もあわせて参照されたい。説明の関係上本稿と一部重複するが、阪（二〇二二）では、道財政への言及が詳細である。

地方財政計画は、地方交付税法第七条に基づき作成される「地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類」を指す。総務省ウェブサイトによれば、地方財政計画の役割は、①地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう、地方財源を保障、②国家財政・国民経済等との整合性の確保、③地方団体の毎年度の財政運営の指針、であるという。

したがって、地方財政計画の規模や内容は多くの地方自治体により注目されることになる。地方財政対策は、財務大臣と総務大臣の折衝により財源不足にどのように対応するかが決定される段階においての呼称である。年度によって若干の例外はあるが、地方財政対策が明らかになった段階で地方財政計画の姿は概ね把握することができる。

地方財政計画の検討に際して、まずは、自治体総体の標準的な歳出の水準と地方税をはじめとする歳入の水準が見積もられる。この結果として標準的な自治体の運営に必要な地方財政計画上の地方交付税の水準も決定する。

一方で、地方交付税法における地方交付税の原資は、所得税・法人税の三三・一％、酒税の五〇％、消費税の一九・五％、地方法人税の全額であり、これが主として政府の予算における地方交付税交付金の額に相当する（ただし、地方法人税については創設に至る経緯などからいわゆる「入口ベース」の地方交付税には含まない）。この政府予算に計上される地方交付税の水準によって地方財政計画において必要な地方交付税の水準を賄えれば財源不足は生じず、当該年度のみを考えれば折衝も不要となるが、恒常的に財源不足が生じているのが通常の姿である。

例年、先ほどのような説明をしたうえで、したがって、法定率（所得税等の国税から地方交付税に充当する税率）の引き上げなど地方財政対策を待たずとも地方財政計画に必要な地方交付税の額が安定的に確保できることが望ましいなどと付け加えることもあったが、総務省ウェブサイトに公表された「地方財政の姿」によると、「出口ベース」での地方交付税が一八・四兆円であるのに対し、交付税法定率分（「入口ベース」にある四税の法定率分と地方法人税収の合計）は、一八・九兆円に達する。すなわち、単純に計算すれば、国税五税の法定率分で「出口ベース」で必要となる一八・四兆円を賄うことができている。見落としがなければ、このような「逆転現象」は初のことである。臨時財政対策債を合わせて考えても、過去最少となった臨時財政対策債をさらに約半減できることになる。

実は、内容において最も目新しいのはこの点ではないかと思われ、それ以外は、これほど財源においてゆとりがあると思われた割に公表されるのが遅かったことや、地方財政対策の資料も含めて、一部の資料がパワーポイント等で使いやすいことを考慮してか紙を横向きにした状態で記述されるようになったことくらいではないかとさえ思われるが、もう少し詳しくそれぞれの内容に立ち入ってみよう。なお、本稿では、通常収支分を対象とする。

総務省が公表している地方財政計画の概要によれば、「社会保障関係費の増加が見込まれる中、

地方団体が、住民ニーズに的確に応えつつ、地域のデジタル化や脱炭素化の推進など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和四年度を上回る額を確保」したという。後に触れるが、この「確保」の意味合いが徐々に変容しているのではないかと思われる。

まず、地方財政計画の規模であるが、九二兆三五〇億円で、前年度と比較すると一兆四四三二億円、一・六％の増加となった。一般財源総額（自治体が使途を指定されることなく使えるとされる財源）は、不交付団体の財源超過額である水準超経費を除いた交付団体ベースで六二兆一六三五億円（前年度比＋六〇七八億円、＋〇・二％）、地方交付税の総額（すでに触れた「出口ベース」）は、一八兆三六一一億円（前年度比＋三〇七三億円、＋一・七％）であった。このようにしてみると、地方財政計画全体の規模や地方交付税の総額が増加しているのに対して、交付団体ベースの一般財源総額はそれほど伸びていない。すなわち、二二年度に引き続いて地方財政計画の歳出として計上される水準超経費の伸びがかなり大きいことが見て取れる。

このような結果となった要因は、政府予算の紹介で触れた「地方財政の健全化」すなわち交付税特会借入金の償還を加速化したことが大きいと思われる。これについては、二三年度は五千億円を償還する予定であったものを八千億円追加して前倒しするものである。このほかにも、国税減額補正精算分についても約五千億円前倒しするほか、予定していた一般会計における加算措置を見送るなども実施している。さらに、臨時財政対策債の発行も抑制し、制度創設から初めて一兆円を下回る見込みである。

二二年度に引き続き、折半対象財源不足は生じていないが、二〇二五年度までの間折半ルールを延長、臨時財政対策債は、既往債の元利償還金分として発行され続けることとなった。国の責任で地方への財源保障が行われるべきところ、折半ルールを設けて臨時財政対策債の発行に至った経緯からすれば抑制ではなく発行を回避することや、既往債の償還により多くの財源を充てることの方が、優先順位が高かったのではないかと思われる。

歳出の内訳についても確認しておこう。まず、給与関係経費については、全体で約一九兆九〇五三億円、退職手当以外では約一八兆七七二四億円となり、それぞれ二二年度に比して〇・三％の減、一・三％の増である。退職手当が大きく減じたのは、地方公務員の定年延長を踏まえ、二三年度と二四年度の所掌額を平準化したことが要因であるとされている。

一般行政経費は、四二兆八四一億円（＋一・五％）計上され、うち補助分は二三兆九七三一億円（＋二・二％）、単独分は一四兆九六八四億円（＋〇・七％）となっている。単独分のうち、これまで、まち・ひと・しごと創生事業費（二〇一五年度創設）とされていたものが新たにデジタル田園都市国家構想事業費（以下、「デジ田構想費」という）と名称を改められることになった。このデジ田構想費は、二二年度までの二年間の予定で創設された「地域デジタル社会推進費」の二五年度まで延長し、さらに事業費の規模を二千億円から五百億円増額したものと、例年確保されていてほぼ通常化されつつあった「まち・ひと・しごと創生事業費」の名称を「地方創生推進費」と改め、規模は引き続き一兆円を確保するものである。

地域デジタル社会推進費の増額分については、「マイナンバーカード利活用特例分」として、マイナンバーカードの交付率も活用した算定が行われている。マイナンバーカードの普及率が高い自治体は、そのための取組を積極的に展開しており、ゆえにその財政需要が生じていることから割増を設けるということらしいが、自治体の状況によって取組を実施する条件も効果も異なると思われ、疑問が残る。また、地方創生推進費についても従前の算定方式を継承しており、自治体間競争の要素が含まれている。ただし、これらは、地方交付税算定の基本的な仕組みとして、成果が上がらなければ地方交付税が減るという性格のものでも、実施することによって直ちに地方交付税の歳入額が増加するものでもないことを理解しておく必要がある。

物価高騰への対応として、学校、福祉施設、図書館文化施設など自治体の施設の光熱費高騰に対

応するため一般行政経費（単独）に七百億円を増額するなどの措置が講じられている。

維持補修費は、一兆五二三七億円（＋一・九％）計上されている。前年度と同様、緊急浚渫推進事業費（地方団体が単独事業として実施する河川等の浚渫を推進するため、二〇二〇年度に創設）が一・一千億円計上されている。

投資的経費は、一一兆九七三一億円（△〇・〇％）と微減となった。うち、直轄・補助事業分は、五兆六五九四億円（△〇・一％）、単独事業分は六兆三一三七億円（同額）がそれぞれ計上されている。この単独事業分には、緊急防災・減災事業費五千億円、緊急自然災害防止対策事業費として四千億円が含まれ、これらは前年度と同額が措置されている。公共施設等適正管理推進事業費については、二二年度に一千億円増額されていたものが元に戻されたことから減額されているが、その一方で、「脱炭素化推進事業費」一千億円が新たに措置されることになった。これは、公共施設等適正管理推進事業費において追加された脱炭素化事業を増額することなく単独の項目としたもので、これにともなって脱炭素化推進事業債も創設されている。

このほか、地域の人への投資（リスキリング）の推進や、地域おこし協力隊の取組強化などからなる地方への人への流れの拡大の推進、地域公共交通（ローカル鉄道）の再構築への対応などが盛り込まれた地方財政計画となっている。

むすびに代えて

ここまで、二〇二二年度第二次補正予算、二〇二三年度政府予算・地方財政対策について概観してきた。本論においては歳出を中心に論じたが、コロナ禍による混乱やそこからの回復に向けた状況の中で、この数年の税収は堅調に推移している。**図表2**において、国税の状況は確認できるが、地方税も道府県民税の利子割、株式等譲渡所得割や自動車税など若干減収を見込む税目はあるものの、地方税全体で一兆六四四六億円の増額を見込んでいる。

コロナ禍や物価高により生活や事業活動の厳しさが増している中にあってなぜ税収が伸びることについて違和感が大きいと思われるが、物価が上昇すれば、その分消費税は増収となり、物価上昇は下回るとしても名目賃金が上昇すれば、所得税収の増加要因となるなどさまざまな要因が複合的に作用しているものと思われる。

一般財源総額については、「骨太の方針」で、二〇二二年度から二〇二四年度までの三年間について「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、二〇二一年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」と記述さ

図表２　一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

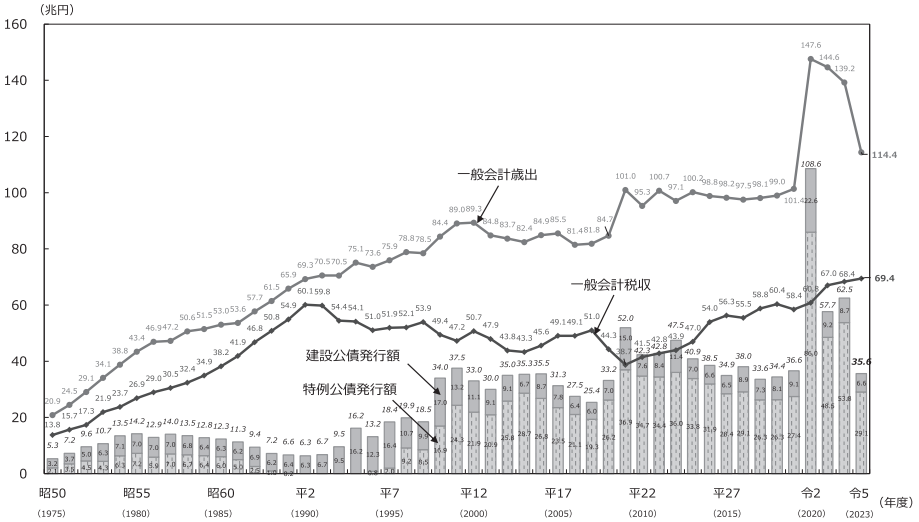

（注１）令和３年度までは決算、令和４年度は第２次補正後予算、令和５年度は政府案による。
（注２）公債発行額は、平成２年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成６～８年度は消費税率３％から５％への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担２分の１を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。
（注３）令和５年度の歳出については、令和６年度以降の防衛力整備計画対象経費の財源として活用する防衛力強化資金（仮称）繰入れ3.4兆円が含まれている。

（出所）財務省ウェブサイト

れ、それに沿った地方財政計画となっているものと思われ二〇二四年度までは少なくともこの「一般財源総額実質同水準ルール」のもとでの地方財政対策・同計画が策定されるものと思われる。

地方財政計画の意義は、単純に国税の一定割合を地方の固有財源として一定の基準で配分するだけだと当該年度の国税収入が財源保障・財政調整の大きさを規定してしまうところ、標準的な財政需要を積み上げて財源保障に必要な金額を確保するところにあるとされる。特に、経済状況が深刻で税収の減少が見込まれる場合などにおいて、地方財政計画による総額確保がより有効に機能し、さらに、近年の「一般財源総額実質同水準ルール」がそれを補完するものと思われる。

ところが、今回のように、税収が堅調である場合における地方財政計画はどのような機能を果たすべきであろうか。個別自治体の場合、（基準財政）需要額が一定で基準財政収入額を主に形成する税収が伸びれば地方交付税の額は減少することになる。地方財政計画は、いわば全自治体をひとつの自治体にまとめたようなものであるため、純計額のみで単純に地方交付税額を減らしてしまうのは慎重であるべきであろう。その意味で今回の地方財政計画においては、地方税が伸びるなかで地方財政計画の規模を拡大しつつ地方交付税の額も増額させるという意味において評価されるべきであると思われる。

一方で、今回の地方財政計画では地方財源の充実というよりは、交付税特別会計の健全化の優先順位が最も高かったように思われる。財源不足が続いた際に実施した借り入れの償還を加速化させようとする意図は理解できるが、岸田政権の看板政策のひとつであるデジ田構想費は、従来の事業の名称変更が中心で、増額部分には算定にマイナンバーカードの交付率が高い自治体に割り増すという算定を実施している（算定方法については**図表3**を参照のこと）。マイナンバーカードの交付率が高い自治体においては、マイナンバーカードを活用した公共サービスの需要が高まることが根拠のようであるが、マイナンバーカードの交付率高まることが住民サービスの向上につながるとするならば、むしろ交付率の低いところを支援する財政措置が求められるのではないだろうか。

総務省が地方財政計画の役割を、①地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう、地方財源を保障、②国家財政・国民経済等との整合性の確保、③地方団体の毎年度の財政運営の指針、としていることは先に述べた。交付税特別会計の健全化を優先するのは②の役割とみてよいであろうか。一方で、マイナンバーカードの交付率によって財源措置の算定が有利になるというアナウンスは、③の役割を積極的に果たしているようにも思われる。実際には、マイナンバーカードの交付率が上がればその活用のための需要（交付率が高いところにおける標準的な行政水準）が生じるという意味では①の役割を果たすべく設けられた算定項目である可能性もある。

地方自治体の側としては、算定方式にあまり神経質になることなく、当該自治体にもっともふさわしい公共サービスの提供を考えるべきである。いわゆる「トップランナー方式」についても、算定方式の変更が直営から委託へと変更することを推奨されたかのように受け止めた首長や議員も見

図表３　マイナンバーカードを活用した地域のデジタル化の推進

【算定項目】

基準財政需要額の算定項目「地域デジタル社会推進費」において、マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための地域のデジタル化の取組に要する経費を算定

【算定額】

令和5年度　500億円程度（市町村分）

【算定方法】

測定単位を人口とした上で、地域のデジタル化の基盤となるツールであるマイナンバーカードの交付率が高く、マイナンバーカードを利活用した取組に係る財政需要が多く生じると想定される市町村の経費をマイナンバーカードの交付率に応じて割増し

※1　マイナンバーカードの交付率が「上位3分の1の市町村が達している交付率」以上の市町村は、当該市町村のマイナンバーカードの交付率に応じた割増し率で算定

※2　マイナンバーカードの交付率は、普通交付税の算定スケジュールにおいて使用可能な最新の数値を用いる

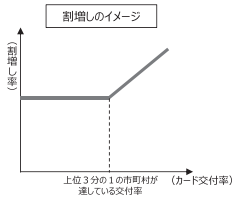

（出所）総務省ウェブサイトより抜粋

受けられたようである。つまり、地方財政計画の役割は①が中心となるべきであろうと思われる。

ところで、冒頭に挙げた演説では構造的な賃上げの必要性にも触れている。たとえば、「まずは、足下で、物価上昇を超える賃上げが必要です」「公的セクターや、政府調達に参加する企業で働く方の賃金を引き上げます」との言及があり、その後も経済団体などに対して積極的な賃上げへの理解を求める発言が見受けられている。この演説でいう「公的セクター」に地方公務員等が含まれているかは定かではないが、残念ながら、給与関係経費は、「物価上昇を上回る」水準とはならなかったようである。この点、そもそも、給与の決定方式が民間企業等とは異なるうえ、地方財政計画の役割は①の財源保障であり、むしろ、実態が計画額に反映されるという考え方も成り立ちうる。しかし、記憶をたどってみると、総務省が給与関係経費を③の方向性で用いたことがあったのではないだろうか。

二〇一三年度の地方財政計画である。当時の地方財政計画の概要資料には「国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として、地方公務員給与費を削減」とある。また、当時の新藤義孝総務大臣が発出した文書によれば、「今回の要請は、単に、『地方公務員の給与が高いから』、あるいは、単に『国の財政状況が厳しいから』行うものではありません」「今後、負担増をお願いすることになる消費税について国民の理解を得ていくためには、まずは公務員が先頭に立って、『隗より始めよ』の精神で更なる行財政改革に取り組む姿勢を示すことが重要」であるなどとして「緊急にお願い」したものであった。この場合、②の国家財政との整合性から削減することを③の財政運営の指針として示したことになる。さらにそこには、「今後の国・地方の公務員給与の在り方については、地方の参画も得て検討していきたい」ともあるが、その結果はどうであったのだろうか。この例にならえば、「物価水準を超える給与改定を実施することを前提」とした給与関係経費の算定もあり得たのではないかと思われる。

今回の地方財政計画では「保健所等の恒常的な人員体制強化」への言及はあった。具体的には、保健師を四五〇名増員するとともに、保健所及び地方衛生研究所の職員をそれぞれ約一五〇名増員する旨が記載されている。地方財政計画本体（令和五年度地方団体の歳入歳出総額の見込額）には、その他一般職員の増減数に「保健所等の恒常的な人員体制強化による保健師等の増（七五〇人）、児童虐待防止対策の強化による児童福祉司等の増（七六九人）及び民間委託等の推進による減（△五七七人）を含む」との注記がなされている。計画人員を増加したとしてもその通りに人材が確保できるかどうかは別問題であるが、コロナ禍によるパニック的な対応が落ち着いたとしても、計画人員は確保すべきとしている点を把握しておく必要があると思われる。

また、扱いは必ずしも大きくなかったが、今回の地方財政計画において、地域公共交通（ローカル鉄道）の再構築への対応に言及があったことを特筆しておきたい。これは、鉄道事業者と地域の合意に基づくローカル鉄道の再構築（バス転換・BRT化など）を図るための経費について、新たな国庫補助事業（社会資本整備総合交付金に基幹事業として「地域公共交通再構築事業」を創設）の地方負担に対して地方財政措置を講じるものである。社会資本整備総合交付金に新たな事業が加わること自体、同交付金の創設以降初めてのことであるが、今回の措置は、コロナ禍を経てJR各社の経営を圧迫していると思われる地方路線のバス転換等に向けたものであると思われ、地域の公共交通全体の課題からみるとごく一部にも満たないほど小さいともいえよう。

しかし、地域の公共交通に関しては、住民の生活にとって重要であるにもかかわらず、積極的に財源保障の対象とされては来なかったと思われる経緯が地域の公共交通にはあることから、これを機に、人口減少の局面においても地域に必要な財源として交通が位置づけられることで、地域がその機能を維持するためにこれまで以上に重要になるものと思われる。また、このような制度設計に際しても「地方の参画」が重要であることは言うまでもない。あらゆるチャンネルを通じて地方からのアピールを政府に伝える必要があると思われる。

＜そのだ　しげき・公益財団法人地方自治総合研究所研究員＞